別添２

**「欠席の届出」について**

**大阪府議会会議規則　第２条を下線のとおり改正する。**

**【現　行】**

議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため会議に出席できない

ときは、その理由を付け、議長に届け出なければならない。

**【改正素案】**

議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、出産補助その他の

やむを得ない事由のため会議に出席できないときは、その理由を付け、

議長に届け出なければならない。